

年金法令・制度運営（問題）

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「リスク対応掛金額」に関する記述である。

第四十六条の二 第四十五条第一項の補足掛金額のうち財政悪化リスク相当額に係る掛金の額（以下「リスク対応掛金額」という。）は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 （略）

二 前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「下限リスク対応掛金額」という。）及び次の表の上欄に掲げる予定拠出期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定拠出期間として前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「上限リスク対応掛金額」という。）を規約で定め、併せて、毎事業年度のリスク対応掛金額を下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内において規約で定める方法

予定拠出期間	最短期間
（ A ）	五年
（略）	（略）
（ B ）	七年
（略）	（略）

三 （略）

四 （略）

2 リスク対応掛金額の拠出が完了していない場合であって、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、当該各号に定めるところによりリスク対応掛金額を変更することができる。

一 財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合 増加する特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額の（ C ）範囲内でリスク対応掛金額を減少させること。

二 第五十条各号に掲げる場合（同条（ D ）に掲げる場合を除く。） 前項の規定に従い、リスク対応掛金額を計算すること。

三 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化リスク相当額から（ E ）（積立金の額と標準掛金額、特別掛金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛金額の予想

額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。次項において同じ。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）が、前項の規定に基づきリスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあっては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）から（ F ）する場合 当該（ F ）した額を上回らない範囲で同項第一号のリスク対応額を定め、同項の規定に基づき計算したリスク対応掛金額に相当する額を変更前のリスク対応掛金額に加算すること。

3 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、（ E ）が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の（ G ）しなければならない。

4 （略）

【選択肢】

(ア) 六年未満	(イ) 七年未満	(ウ) 八年未満	(エ) 九年未満
(カ) 七年以上九年未満	(ク) 九年以上十一年未満		
(キ) 十年以上十二年未満	(ケ) 十一年以上十三年未満		
(ク) 二分の一を上回らない	(コ) 二分の一を下回らない		
(カ) 減少額を上回らない	(シ) 減少額を下回らない		
(ス) 第四号イ	(セ) 第四号ロ	(リ) 第四号ハ	(ル) 第四号ニ
(フ) リスク充足額	(ツ) 対応前リスク充足額		
(テ) 対応後リスク充足額	(ト) 追加拠出可能額現価		
(チ) 発生	(ニ) 増加	(ヌ) 減少	(ネ) 変動
(リ) 拠出期間を短縮	(ハ) 拠出割合を減少	(ヒ) 拠出を中断	(フ) 拠出を終了

設問2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「実施事業所の減少に係る掛金の一括徴収」に関する記述である。

第八十八条 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合
- 二 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の（ A ）場合

第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる（ B ）とする方法
 - 二 前号の方法により計算した額に規約で定めるところにより次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を加算した額とする方法
 - イ 減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）において、積立金の額が当該減少日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した（ C ）を下回ることが見込まれる場合 当該下回る額の見込額を償却するために必要となる掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることを見込まれる掛金の額として合理的に計算した額
 - ロ 減少日において、時価により評価した積立金の額が前回の財政計算の計算基準日において用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合 当該下回る額の見込額を償却するために必要な掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることを見込まれる掛金の額として合理的に計算した額
 - ハ 減少実施事業所の減少に併せて掛金の額の再計算をすとした場合において、イ又はロ以外の要因により掛金の額が増加することとなる場合 当該イ又はロ以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額
 - 三 減少日における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した（ D ）を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法
 - 四 （ E ）とする方法
 - 五 （ F ）とする方法
 - 六 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（第八十七条の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合に限る。）
- 2 前項第一号の（ B ）の計算に用いる予定利率は、第四十三条第二項第一号の規定に基づき定めた予定利率とする。
 - 3 事業主等は、規約で定めるところにより、第一項に規定する方法で計算した額に、減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が負担することとなる第四十五条第一項に規定する（ G ）を加算することができる。

【選択肢】

- | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|----------------|--------------|
| (ア) 掛金の額が増加する | (イ) 積立比率が低下する | (ウ) 加入者の数が減少する | |
| (エ) 事情に著しい変動があった | (オ) 通常予測給付額の現価に相当する額 | | |
| (カ) 数理債務の額 | (キ) 責任準備金の額 | (ク) 最低積立基準額 | |
| (ケ) 特別掛金額の予想額の現価 | (コ) リスク対応掛金額の予想額の現価 | | |
| (セ) 特例掛金額の予想額の現価 | (シ) 特別掛金額および特例掛金額の予想額の現価 | | |
| (ス) 特別掛金額およびリスク対応掛金額の予想額の現価 | | | |
| (セ) 特例掛金額およびリスク対応掛金額の予想額の現価 | | | |
| (リ) 別途積立金の額 | (ル) 不足金の額 | (レ) 繰越不足金の額 | (ロ) 剰余金の額 |
| (ヘ) 特別掛金額 | (ト) 特例掛金額 | (チ) リスク対応掛金額 | (ニ) その他の掛金の額 |
| (ス) 第一号の額に第三号の額を加算した額 | (ネ) 第二号の額に第三号の額を加算した額 | | |
| (リ) 第一号又は第三号の額のうちいずれか大きい額 | | | |
| (ハ) 第二号又は第三号の額のうちいずれか大きい額 | | | |
| (ヒ) 第二号又は第四号の額のうちいずれか大きい額 | | | |
| (フ) 第一号又は第三号の額のうちいずれか小さい額 | | | |
| (ハ) 第二号又は第三号の額のうちいずれか小さい額 | | | |
| (ホ) 第二号又は第四号の額のうちいずれか小さい額 | | | |

設問3. 次は、企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針に規定する「小規模企業等における簡便法」に関する記述である。

(小規模企業等における簡便法の適用範囲)

47. 会計基準第26項に基づき、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、簡便な方法を用いて退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上する場合、第48項から第51項に従った会計処理(以下「簡便法」という。)を行う。

簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数(A)未満の企業をいうが、従業員数が(A)以上の企業であっても(B)に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては(C)判断する。

従業員数は每期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は(D)を踏まえて決定する。

(簡便法による退職給付費用の計算)

49. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の差額を当年度の退職給付費用とする。

- (1) 非積立型の退職給付制度については、期首の(E)残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の(E) (第48項(1)参照)との差額
- (2) 積立型の退職給付制度については、期首の(E)残高から(F)を控除した後の残高(事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する。)と、期末の(E) (第48項(2)参照)との差額

【選択肢】

(ア) 100人	(イ) 200人	(ウ) 300人	(エ) 500人
(カ) 年齢	(ク) 勤務期間	(キ) 年齢や勤務期間	(ク) 年度毎の採用数
(ケ) 当該企業の総従業員数を基に	(コ) 制度ごとに	(サ) 延べ従業員数により	
(セ) 従業員数が最大となる制度を基に	(ス) 一定期間の従業員規模の予測		
(ゼ) 過去5年間の従業員数の実績の平均	(ジ) 過去5年間における最大の従業員数		
(テ) 貸借対照表日時点の従業員数	(チ) 要支給額	(ツ) 退職給付債務	
(ト) 退職給付引当金	(ト) 退職給付に係る負債	(タ) 当期退職給付の支払額	
(ニ) 当期拠出額	(タ) 当期拠出額と当期期待運用収益額の合計		
(ネ) 当期退職者に係る退職給付債務残高			

設問4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「一時金選択率」に関する記述である。

3.9 一時金選択率

年金による給付について一時金選択が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定する。一時金選択率は、(A) を参考にして推定することが一般的である。ただし、一時金選択率の(A) は、年度ごとに相当程度の(B) がある場合も想定されるが、計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の(C) を対象としたものであることから、例えば、(D) の(A) のみを反映して毎年度の退職給付債務の計算の都度、一時金選択率を変更するような取扱いはずしも適切ではないことに留意する。

適格DB制度では、(E) を支給することに代えて一時金選択を認める場合には、一時金額の計算方法が、保証期間の残存期間に関する(F) として規定されていることが多い。このような制度における一時金選択率は、退職給付債務や勤務費用の計算における影響が比較的大きいことに留意する。

公益社団法人日本年金数理人会が定めている「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」では、一時金選択率は、「原則、老齢給付金を年金として給付することを前提に計算を行うが、一時金選択状況（一時金選択者・選択一時金額等）及びその見通しに基づき年金財政の(G) を勘案して合理的に設定すること。」とされている。このため、適格DB制度の財政の目的で使用されている一時金選択率は、(H) な設定に偏っていることが多いと考えられるので、会計上の計算基礎として、これをそのまま使用することについては、十分注意するべきである。

【選択肢】

(ア) 実績値	(イ) 経験値	(ウ) 将来の予測	(エ) 推定値
(カ) 傾向	(ク) 相関	(キ) ばらつき	(ケ) 乖離
(ク) 一部	(コ) 全体	(カ) うち将来期間	(シ) うち過去期間
(ス) 個別企業	(セ) 適用対象者	(リ) 直近単年度	(タ) 会社設立後
(フ) 年金	(ツ) 老齢給付金	(ニ) 有期年金	(ト) 終身年金
(ト) 代替	(チ) 総額	(ハ) 一定額	(ネ) 現価相当額
(リ) 現況及び見通し	(ホ) 積立状況	(ヒ) 健全性	(フ) 保守性
(ヘ) 保守的	(ホ) 厳格	(マ) 楽観的	(ミ) 安全

設問5. 次は「確定拠出年金法施行令」に定める「他の制度の資産の移換の基準」に関する記述である。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

五 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度（移行日の属する年度の終了の日の（ A ）から同日までの間に、年度内に移換資産の額を確定することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該年度の翌年度。以下この号において「移行年度」という。）から、移行年度の翌年度から起算して（ B ）の企業型年金規約で定める年度までの各年度に（ C ）分割して（次項第五号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあつては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを（ D ））移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において（ E ）により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているものの全員が移行日において（ E ）により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に（ F ）を移換することとなった場合には、当該移換することとなった資産に相当する額

(以下略)

【選択肢】

- | | | | |
|---------------------------------|--------------|--------------------|---------------|
| (ア) 一月前 | (イ) 三月前 | (ウ) 四月前 | (エ) 六月前 |
| (オ) 七年度以内 | (カ) 八年度以内 | (キ) 三年度以上七年度以内 | |
| (ク) 四年度以上八年度以内 | | (ケ) 労使合意した比で | (コ) 均等に |
| (カ) 任意に | (シ) 規約に定めた比で | (ス) 喪失日の当月までに | (セ) 喪失日の翌月までに |
| (リ) 一括して | (タ) 除く | (チ) 自己の都合 | (ツ) 会社の都合 |
| (テ) 定年 | (ト) 規約に定める事由 | (チ) 前各号のいずれかに掲げる資産 | |
| (ニ) 中小企業退職金共済制度の解約手当金 | | (ス) 確定給付企業年金の資産 | |
| (ネ) 確定給付企業年金の加入者が負担した掛金を原資とする部分 | | | |

設問6. 次は、「中小企業退職金共済法」に規定する「退職金」及び「退職金の分割支給等」に関する記述である。

(退職金)

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が（ A ）に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る（ B ）を下回る額として、（ C ）及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る（ B ）に相当する額として、（ C ）及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る（ B ）に相当する額として、（ C ）及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 被共済者に係る（ B ）を上回る額として、（ C ）及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「假定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額

(略)

(退職金の分割支給等)

第十二条 機構は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。

二 被共済者が退職した日において（ D ）であるとき。

三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。

2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額（以下この条において「分割払対象額」という。）を定めてしなければならない。

3 分割払の方法による退職金の支給期月は、（ E ）とする。

4 分割払の方法による退職金の支給の期間（次項において「分割支給期間」という。）は、被共済者の選択により、第一項の請求後の最初の支給期月から（ F ）のいずれかとする。

（略）

【選択肢】

(ア) 一月	(イ) 六月	(ウ) 十二月	(エ) 十八月
(カ) 納付された掛金の総額	(ク) 納付された掛金の元利合計額	(ケ) 納付された掛金の元利合計額	(コ) 納付された掛金の元利合計額
(キ) 解約手当金	(ク) 過去勤務掛金	(ケ) 支給事由	(コ) 年齢
(カ) 掛金月額	(シ) 給与	(ス) 五十歳未満	(セ) 六十歳未満
(リ) 六十五歳未満	(タ) 七十歳未満	(チ) 毎年二月、五月、八月及び十一月	(テ) 毎年二月、五月、八月及び十一月
(ツ) 毎年三月、六月、九月及び十二月	(ト) 毎年三月、六月、九月及び十二月	(テ) 毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月	(ト) 毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月
(ト) 毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月	(チ) 三年間又は五年間	(ニ) 五年間又は十年間	(チ) 三年間又は五年間
(ヌ) 十年間又は十五年間	(ネ) 十年間又は二十年間	(ニ) 五年間又は十年間	(ネ) 十年間又は二十年間

設問7. 次は、「国民年金法」に定める「財政の現況及び見通しの作成」および「調整期間」に関する記述である。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、(A) 及び (B) 並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び (C) における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の (C) (第十六条の二第一項において「(C)」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね (D) とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを (E) しなければならない。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、(C) の終了時に (F) に支障が生じないようにするために必要な積立金((G) の国民年金勘定の積立金をいう。第五章において同じ。)を保有しつつ当該 (C) にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付((H) を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを (E) しなければならない。

【選択肢】

(ア) 掛金	(イ) 拠出金	(ウ) 社会保険料	(エ) 保険料
(カ) 国庫負担の額	(ク) 積立金の運用収益	(キ) 政府負担金	(ケ) 税負担
(ク) 将来期間	(コ) 財政均衡期間	(サ) 財政推計期間	(シ) 財政検証期間
(ス) 五年間	(セ) 十年間	(ソ) 五十年間	(タ) 百年間
(フ) 公表	(ツ) 発表	(テ) 告知	(ト) 告示
(チ) 財政状況	(ニ) 給付の支給	(ヌ) 所得代替率	(ネ) 給付水準
(リ) 年金積立金管理運用独立行政法人		(ハ) 社会保障基金	(ヒ) 一般会計
(ロ) 年金特別会計	(ハ) 付加年金	(ホ) 加給年金	(マ) 遺族年金
(シ) 寡婦年金			

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第10条 会員は、顧客に提供する業務に関して、（ A ）に対するその顧客以外の重要な報酬又は収益の（ B ）があることが判明した場合は、直ちにその顧客に対してその（ B ）を開示しなければならない。

【選択肢】

(ア) 自己	(イ) 他者	(ウ) 個人	(エ) 法人	(オ) 会社
(カ) 証明	(キ) 事実	(ク) 源泉	(ケ) 徴収	(コ) 提供者

問題2. 確定拠出年金に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は「確定拠出年金法」に定める「同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い」および「確定拠出年金法施行令」に定める「企業型年金の法定選択」に関する記述である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

(同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い)

第十三条 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としないものとする。

- 2 前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる（ ① ）から起算して（ ② ）以内にしなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる（ ③ ）、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。
- 4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかったときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。
- 5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の（ ④ ）に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

(以下略)

(企業型年金の法定選択)

第十条 法第十三条第一項に規定する者で同項の選択をしなかったものが、同条第四項の規定により選択したものとみなされる企業型年金は、次のとおりとする。

- 一 二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる（ ① ）における各企業型年金についてそれぞれその者の事業主掛金の額を算定した場合において、それらの事業主掛金の額が異なるときは、そのうち（ ⑤ ）の事業主掛金に係る企業型年金
- 二 各企業型年金について前号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる（ ① ）前からその一の企業型年金の企業型年金加入者であるときは、当該企業型年金
- 三 各企業型年金について第一号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の各企業型年金の企業型年金加入者となる（ ① ）が同日であるときは、（ ⑥ ）企業型年金

設問2. 次は、確定拠出年金法施行令第二十六条に定める「移換対象者に係る事項の通知」に関する記載の一部である。下線部分にかかる、企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない内容を簡記せよ。

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

(以下略)

設問3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十六号)により、2018年5月1日からポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充が実施されている。当該ポータビリティの拡充に関し、企業型年金からの移換の観点で拡充された点を2点簡記せよ。解答にあたっては、移換先を明記し必要であれば移換にかかる条件も明記すること。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－2019(令和元)年オプション試算結果－」の記載の一部である。以下のア～ウの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

オプション試算の内容

オプションA・・・被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)

；被用者保険の適用対象となる現行の(ア)を廃止した場合

適用拡大②(325万人ベース)

；被用者保険の適用対象となる現行の(イ)、(ア)を廃止した場合

適用拡大③(1,050万人ベース)

；一定の賃金収入(月(ウ)以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

設問2. 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－2019(令和元)年オプション試算結果－」におけるオプションB(保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)では、5つのオプション試算が行われた。このうち、オプションB-④(就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大)とオプションB-⑤(就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改正を加味))を比較すると、オプションB-⑤の方がマクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率が高くなる結果となっている。その理由について簡記せよ。

問題4. 確定給付企業年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、告示「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」に規定する「特別算定方法の承認」に関する記載の一部である。以下の①～③の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第三条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があった場合において、特別算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。

一 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額(リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額から掛金の額(規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額(規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額がある場合にあつては、同項に規定する特別掛金額を含むことができる。)又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。)の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の二十年に一回の頻度で発生すると予想される(①)とするものであること。

二 (②)を考慮するものであり、かつ、(③)を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。

三 (略)

設問2. 特別算定方法のうち、第三条第一項に規定される厚生労働大臣の承認が不要となる場合について簡記せよ。

問題5. 確定給付企業年金制度の非継続基準の財政検証における以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

設問1. 2018年6月22日付の確定給付企業年金法施行規則の改正により、非継続基準の財政検証に抵触した際に拠出する特例掛金の額の計算方法が変更された。変更前後の特例掛金(下限)の計算方法を簡記せよ。なお、財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度に拠出する前提での説明でよい。

設問2. 2020年3月25日に公布された厚生労働省告示第88号において、財政検証の基準日が2020年度における最低積立基準額を算定するための予定利率についてどのように規定されているか、簡記せよ。

設問3. A社の2020年4月30日付の財政検証に関する数値が以下のとおりであるとき、当該財政検証の基準日の属する年度の翌々事業年度に拠出する特例掛金の額の下限はいくらになるか。計算途中の金額及び解答の金額の端数処理は千円未満を四捨五入すること。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

- ・純資産の額 : 150,000 千円
- ・最低積立基準額 : 180,000 千円 (※)
- ・前年度の最低積立基準額 : 160,000 千円 (※)

※ 予定利率は厚生労働大臣の定めた率を使用
(労使合意等を条件にした予定利率の変更は行っていない。)

【計算前提】

- ・特例掛金の計算は確定給付企業年金法施行規則第58条に基づき算定するものとする。
- ・翌事業年度における積立金の増加見込額は20,000千円とする。
- ・翌事業年度の最低積立基準額の見込額は以下の式にて算定するものとする。また、翌年度予定利率は当年度予定利率と同値とする。

$$\begin{aligned} & \text{『 当年度最低積立基準額} \times \{(1+\text{当年度予定利率}) / (1+\text{翌年度予定利率})\}^{\wedge} 20 \\ & \quad - \text{前年度最低積立基準額} \times \{(1+\text{前年度予定利率}) / (1+\text{当年度予定利率})\}^{\wedge} 20 \\ & \quad + \text{当年度最低積立基準額} \text{』} \end{aligned}$$

問題6. 退職給付会計に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」に規定する「退職事由により給付算定式が異なる制度」に関する記載である。以下のA~Dの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

③ 退職事由により給付算定式が異なる制度

退職事由により給付算定式が異なる制度における期間帰属については、適用指針第12項に示された考え方を基に、次のような取扱いが考えられる。

退職事由には、制度の規程上の表現としては、自己都合、会社都合、定年、死亡などがあるが、名称のみにとらわれることなく、実態を踏まえて期間帰属を検討する。例えば、会社都合は（ A ）の自己都合のことを指している場合や、定年は（ B ）の自己都合を含めたものである場合がある。このような場合には、結局、退職事由による違いではなく、特定の年齢において給付算定式に基づく給付が不連続となっている制度であると整理できる。

勤務期間と年齢が同じであっても、退職事由によって異なる給付算定式が適用される制度の場合には、例えば、特定の退職事由（規程上の名称のみにとらわれない。）の給付算定式（定年年齢における給付算定式を含む。著しい後加重の場合には、均等補正を行うことを含む。）を基に給付の期間帰属を行う。特定の退職事由は、給付設計の内容から、それを基に給付の期間帰属を行うことに最もふさわしい事由を選ぶ。例えば、会社都合退職と自己都合退職で給付算定式が異なる制度において、自己都合退職の給付算定式が、会社都合退職の給付算定式をベースにして（ C ）を用いて設計されていると見られる制度の場合には、特定の退職事由を会社都合とすることが考えられる。退職給付債務の計算にあたっては、退職事由や勤務期間等の条件によって、特定の退職事由の給付算定式に従って期間帰属された給付の（ D ）場合があることを反映させる。

定年加算給付や会社都合の加算給付がある制度の場合には、⑥のように、当該給付を区分して給付算定式基準を適用することを検討する。

設問2. 公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」の「勤務費用」に記載されている日本の会計基準および国際会計基準における従業員からの拠出の取扱いについてそれぞれ簡記せよ。

問題7. 退職一時金にかかる所得税について、以下の設問にそれぞれ解答せよ。(4点)

設問1. 退職一時金にかかる所得税の課税方式・計算方法について簡記せよ。(税率の数値については言及しなくてよい。)

設問2. 定年を延長した場合に旧定年において支払われる退職一時金(確定給付企業年金から支払われる脱退一時金を含む)の税務上の所得区分について簡記せよ。なお、旧定年より後でさらに退職一時金が支給されることはないものとする。

※最終的には税務署の判断に委ねられる事項であるが、例えば定年延長を検討している顧客への一般的な情報提供として、どのようなことを伝えるのが適切かという観点で記述せよ。

問題8 昨年（2019年）来、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金・個人年金の現状や取り巻く環境の変化等を踏まえ、制度全般にわたって検討がなされてきたところである。その中で取り上げられたテーマのうち拠出限度額については、当該部会において「制度間の公平性」や「拠出限度額の水準」等といった様々な観点での意見があった。企業年金・個人年金の拠出限度額の現状を踏まえつつ、拠出限度額の可否を含め、拠出限度額のあり方について年金数理人としてどのように考えるか所見を述べよ。（解答用紙3枚以内）（35点）